

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）〔第一条関係〕	1
○ 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）〔第二条関係〕	6
○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）〔第三条関係〕	7
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）〔第三条関係〕	8
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）〔第四条関係〕	9
○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）〔第五条関係〕	13
○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）〔附則第六条関係〕	15
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）〔附則第七条関係〕	16

○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための  
関係法律の整備に関する法律による改正後の規定  
（平成二十九年四月一日施行）

		<p>（学級編制の標準） 第三条（略）</p> <p>2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。</p>												
<table border="1"> <tr> <td>学校の種類</td> <td>学級編制の区分</td> <td>数</td> </tr> <tr> <td>小学校（義務教育学校の前期課程を含む）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	学校の種類	学級編制の区分	数	小学校（義務教育学校の前期課程を含む）	（略）	（略）	<table border="1"> <tr> <td>学校の種類</td> <td>学級編制の区分</td> <td>数</td> </tr> <tr> <td>小学校（義務教育学校の前期課程を含む）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>	学校の種類	学級編制の区分	数	小学校（義務教育学校の前期課程を含む）	（略）	（略）	<p>（学級編制の標準） 第三条（略）</p> <p>2 各都道府県ごとの、都道府県又は市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除き、特別区を含む。第八条第三号並びに第八条の二第一号及び第二号を除き、以下同じ。）町村の設置する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。同項において同じ。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。</p>
学校の種類	学級編制の区分	数												
小学校（義務教育学校の前期課程を含む）	（略）	（略）												
学校の種類	学級編制の区分	数												
小学校（義務教育学校の前期課程を含む）	（略）	（略）												



二百人から二百九十九人まで	〇・二五
三百人から五百九十九人まで	〇・五〇
六百人から七百九十九人まで	〇・七五
八百人から千九百九十九人まで	一・〇〇
千二百人以上	一・二五

五 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において障害に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒（特別支援学級の児童又は生徒を除く。）の数にそれぞれ十三分の一を乗じて得た数の合計数

六 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童又は生徒の数にそれぞれ十八分の一を乗じて得た数の合計数

七 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）の教諭、助教諭及び講師のうち教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項に規定する初任者研修（第十一条第一項第六号）において単に「初任者研修」という。）を受ける者の数にそれぞれ六分の一を乗じて得た数の合計数

八 小学校の分校の数、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の分校の数及び義務教育学校の分校の数の合計数に一を乗じて得た数

九 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を

（新設）

（新設）

（新設）

四 小学校の分校の数、中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の分校の数及び義務教育学校の分校の数の合計数に一を乗じて得た数

五 次の表の上欄に掲げる寄宿する児童又は生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程の数の合計数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を

乗じて得た数の合計数

(表略)

2・3 (略)

第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一〜四 (略)

五| 小学部及び中学部において日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導であつて政令で定めるものが行われている児童及び生徒の数に十八分の一を乗じて得た数

六| 小学部及び中学部の教諭、助教諭及び講師のうち初任者研修を受ける者の数に六分の一を乗じて得た数

七| 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数

八| 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

(表略)

2 (略)

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

乗じて得た数の合計数

(表略)

2・3 (略)

第十一条 教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一〜四 (略)

(新設)

(新設)

五| 特別支援学校の分校の数に一を乗じて得た数

六| 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数

(表略)

2 (略)

(教職員定数の算定に関する特例)

第十五条 第七条から第九条まで及び第十一条から前条までの規定により教頭及び教諭等、養護教諭等、栄養教諭等、寄宿舎指導員並びに事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数に、それぞれ政令で定める数を加えるものとする。この場合において、当該政令で定める数については、公立の義務教育諸学校の校長及び当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会の意向を踏まえ、当該事情に対応するため必要かつ十分なものとなるよう努めなければならない。

<p>一・二 (略)</p> <p>三 当該学校において、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの</p> <p>四 (略)</p> <p>五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において当該学校を含む二以上の学校に係る事務を共同処理する共同学校事務室（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十七条の五第一項に規定する共同学校事務室をいう。）が当該学校に置かれていることその他これらの学校において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの</p> <p>六 当該学校の教職員が教育公務員特例法第二十二條第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情</p> <p>（分校等についての適用）</p> <p>第十六條 第七條から第九條まで及び第十一條から前條までの規定（第七條第一項第八号、第八條第一号及び第二号、第八條の二第一号及び第二号、第九條第一号及び第二号並びに第十一條第一項第七号の規定を除く。）の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 障害のある児童又は生徒に対する特別の指導が行われていることその他当該学校において、障害のある児童又は生徒に対する指導体制の整備を行うことについて特別の配慮を必要とする事情として政令で定めるもの</p> <p>四 (略)</p> <p>五 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの</p> <p>六 当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情</p> <p>（分校等についての適用）</p> <p>第十六條 第七條から第九條まで及び第十一條から前條までの規定（第七條第一項第四号、第八條第一号及び第二号、第八條の二第一号及び第二号、第九條第一号及び第二号並びに第十一條第一項第五号の規定を除く。）の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	---

改正案

<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 都道府県立の義務教育諸学校（前号に規定するものを除く。）に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費（学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校を欠席していると認められる児童又は生徒に対して特別の指導を行うための教育課程及び夜間その他特別の時間において主として学齢を経過した者に対して指導を行うための教育課程の実施を目的として配置される教職員に係るものに限る。）</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の規定</p> <p>（平成二十九年四月一日施行）</p> <p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p>
---	---

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）〔第三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十七条（略）</p> <p>②～⑬（略）</p> <p>⑭ 事務職員は、事務をつかさどる。</p> <p>⑮～⑲（略）</p>	<p>第三十七条（略）</p> <p>②～⑬（略）</p> <p>⑭ 事務職員は、事務に従事する。</p> <p>⑮～⑲（略）</p>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）〔第三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>第十四条（職員） 2～14（略） 15 事務職員は、事務をつかさどる。 16～19（略）</p>	<p>第十四条（職員） 2～14（略） 15 事務職員は、事務に従事する。 16～19（略）</p>		

改 正 案	
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の四）</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条― 第十六条）</p> <p>第二節 事務局（第十七条―第二十条）</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条― 第二十九条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則（第三十条―第三十六条）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条―第四十七条の四）</p> <p>第三節 <u>共同学校事務室</u>（第四十七条の五）</p> <p>第四節 <u>学校運営協議会</u>（第四十七条の六）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条― 第五十五条の二）</p> <p>第六章 雑則（第五十六条―第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条（略）</p> <p>254（略）</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律による改正後の規定 （平成二十九年四月一日施行）</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第一条の四）</p> <p>第二章 教育委員会の設置及び組織</p> <p>第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条― 第十六条）</p> <p>第二節 事務局（第十七条―第二十条）</p> <p>第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条― 第二十九条）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節 通則（第三十条―第三十六条）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条―第四十七条の四）</p> <p>第三節 <u>学校運営協議会</u>（第四十七条の五）</p> <p>第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条― 第五十五条の二）</p> <p>第六章 雑則（第五十六条―第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条（略）</p> <p>254（略）</p>

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人を含む。）第四十七条の六第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

### 第三節 共同学校事務室

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てることが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第四節 学校運営協議会

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人を含む。）第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（新設）

### 第三節 学校運営協議会

第四十七条の六 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くよう努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3 (新設)

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。  
(新設)

に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めるものとする。

6| 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

7| 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8| 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

9| 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10| 学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

4| 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

5| 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6| 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7| 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

8| 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

○ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）〔第五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 社会教育主事等（第九条の二―第九条の七）</p> <p>第三章 社会教育関係団体（第十条―第十四条）</p> <p>第四章 社会教育委員（第十五条―第十九条）</p> <p>第五章 公民館（第二十条―第四十二条）</p> <p>第六章 学校施設の利用（第四十三条―第四十八条）</p> <p>第七章 通信教育（第四十九条―第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（市町村の教育委員会の事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（都道府県の教育委員会の事務）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第九条）</p> <p>第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二―第九条の六）</p> <p>第三章 社会教育関係団体（第十条―第十四条）</p> <p>第四章 社会教育委員（第十五条―第十九条）</p> <p>第五章 公民館（第二十条―第四十二条）</p> <p>第六章 学校施設の利用（第四十三条―第四十八条）</p> <p>第七章 通信教育（第四十九条―第五十七条）</p> <p>附則</p> <p>（市町村の教育委員会の事務）</p> <p>第五条（略）</p> <p>一〇十九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（都道府県の教育委員会の事務）</p>

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五（略）

2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

## 第二章 社会教育主事等

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五（略）

（新設）

## 第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

（新設）

○ 公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）〔附則第六条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（教諭等の数）</p> <p>第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）<u>第十一</u>条第一項第八号に定めるところにより算定した数を減じて得た数</p> <p>（表略）</p>	<p>（教諭等の数）</p> <p>第十七条 教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）<u>第十</u>一条第一項第六号に定めるところにより算定した数を減じて得た数</p> <p>（表略）</p>

改 正 案

現 行

12 (略)	(略)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	属する学校	(略)	11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	(略)		属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	(略)	
	(略)		属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	(略)	
	(略)		属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	(略)	
12 (略)	(略)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	属する学校	(略)	11 特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
	(略)		属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	(略)	
	(略)		属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	(略)	
	(略)		属する学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く。）	(略)	